

(第一類 第五號)

衆議院第七十五回国会大蔵委員会

議錄第十六號

二十九

して特別な研究をし、特別な意見を持つておるということではございませんので、あらかじめこの点ひとつ御了承を賜つておきたいと存じます。

税制調査会は、昨年の十二月二十七日に、昭和五十年度税制改正に関する答申を総理大臣に提出をいたしました。政府はこの答申を尊重されまして、ほとんどこれを取り入れ、ただいま国会におきまして皆さんのお審議でござります。

ただ一点、税調の答申と異なるところは、社会保険診療報酬課税の特例措置の是正について、答申におきましては具体案を示しておりますのでございますが、政府案にはこれが除かれておりますが、税制改正にはこれが除かれることとして、次回診療報酬改定と同時に実施することとして、ひとまず見送られた形になっておることでござります。

次に、この答申の内容につきまして主な点を一応申し上げることといたします。

第一は、所得税の減税でございますが、これにつきましては、昭和四十九年度税制改正において、初年度一兆四千五百億円の規模の画期的な減税が実施されたことは御承知のとおりでございます。

昭和五十年度におきましては、昭和四十九年度の所得税減税の平年度化が相当の規模に達しまする上、当面は、需要面から物価刺激要因が生ずることのないよう、抑制的に経済を運営することが要請されているところから、税制調査会におきましても、この際所得税減税を行う理由に乏しいとする意見が相当見られたのでございます。しかしながら、最終的には、最近におきまする中小所得者の負担の状況にかんがみ、当面の物価上昇に即応いたしまする程度の所得税減税を行うべきであるとの結論に到達をいたしたのでございます。

今回の所得税減税の概要是、まず基礎控除、配偶者控除及び扶養控除をそれぞれ二万円引き上げ

ることとし、その結果、課税最低限は夫婦、子二人の給与所得者の場合、昭和四十九年分の百五十七千円から昭和五十年分の百八十三万円へと、二一・四%引き上げられることになつてゐるのでございます。

また、社会福祉に関連するものといたしまして、障害者控除、老年者控除等をそれぞれ基礎控除等の引き上げの幅の四万円引き上げるほか、退職所得の特別控除の引き上げ、医療費控除の拡充等を行うことといたしたのであります。

第三は、租税特別措置の整理合理化についてでございます。租税特別措置につきましては、既得権化や慢性化の排除に努めますとともに、社会、経済情勢の推移に応じまして随時見直しを行つていく必要があることは申し上げるまでもないところでございます。

税制調査会は、昭和五十年度の税制改正に当たり、特に社会保険診療報酬課税の特例、土地譲渡所得に対する課税の特例及び利子配当所得に対する課税の特例につきまして具体的な改善案を答申いたしておりますのでございます。

このうち社会保険診療報酬課税の特例につきましては、税制調査会としてもその是正について結論を得ることが長年の懸案となつてゐたものであり、特に昭和四十七年六月以降は特別部会まで設け、その具体的な改善措置につきまして鋭意検討を続けてまいりたのでございます。その結果、昨年十月份にこの特例の改善に関する基本的な考え方についての答申を取りまとめ、さらに昨年十二月の昭和五十年度の税制改正に関する答申におきましては、具体的な改善案を答申したものでござります。ただ、この程度の改正では社会的不公正の是正がやましい今日、不満を感じるとの強い意見が主張されたのでございまするが、長年にわたりまする懸案を解決する第一歩をまず踏み出します。たゞ、この程度の改正では社会的不公正を最優先に考えるべきであるとされたのでござります。

政府は、次回診療報酬改定と同時に改善合理化を実施するとのことでございまするが、答申の趣

旨を十分尊重し、できるだけ早い機会にせひともこれを実施するよう特に希望申し上げたいのでござります。もしこれが万一また見送られるようになりますと、一般納税者がかわって負担をしている、その犠牲において医師が優遇されておる、かよう申しても決して過言ではない。医師の社会的使命ということから考えましても、これは非常に大きな社会的不公正の是正の問題である。もしこれがうまくまいりませんと、政府としては、社会的不公平の是正の看板をおろしてもらわなければならぬいんじゃなかろうかという意見が税調の内部でかなり強いのでございます。

次は、土地譲渡所得課税の強化についてでございますが、個人の譲渡所得に対する課税の特例は、昭和四十四年度の税制改正における課税の特例需要の抑制、土地供給の促進等の見地から導入されたものであり、短期譲渡所得の分離重課制度と長期譲渡所得の分離比例課税制度から相なつておるのは御承知のところでございます。

このうち、長期譲渡所得につきまして、分離比例課税により税制上優遇措置が講ぜられていることにつきましては、いかに地価対策とはいえ、所得税負担の公平を余りに阻害するものであり、政略的に比べて犠牲が大き過ぎるのでないかといふ強い批判が從来寄せられていたところでございます。

そこで、今回の改正におきましては、土地譲渡所得につきましてもそれ相応の負担を求めるとしているのが見地から、その強化を図ることとしているのをございます。

贈与税につきましても、相続税の改正とあわせて基礎控除の引き上げ及び税率の緩和を行うこととしておるのでございます。

これにつきましては、経済社会の推移、消費の

の一総合課税にかえて四分の三総合課税とすることとし、全体として本則より重い負担を求めることがぜひ必要でございます。

昭和四十九年度の税制改正におきましては、印紙税、自動車関係諸税の負担の見直しが行われたのですが、これにつきましても総合課税を行つては、昭和四十三年以来据え置かれておりますため、その後における物価上昇等により負担が低下しております酒及びたばこに関する間接税についてもございますが、これにつきましても総合課税を行つては、昭和五十年度におきましては、ととしておるのでございます。

次に、利子配当に対する課税の強化についてでございますが、これにつきましても総合課税を行つては、昭和五十年度におきましては、利子配当を完全に把握する体制の整備をされていないまま一挙に総合課税に移行いたしますと、新しい不公平を招く恐れがあるのでございます。

そこで、昭和五十年度の税制改正におきましては、利子配当所得の源泉分離選択課税制度についても、選択税率を二五%から三〇%に引き上げ、適用期限を五年延長することとしております。

なお、今後利子配当を完全に把握するための措置につきまして検討を行い、そうした措置が整つた場合には五年の期間内におきましても総合課税に移行するものとしておるのでございます。

第三は、相続税、贈与税についてでございますが、これにつきましては、昭和四十一年以来基本的な見直しが、急げたわけでもございませんでしたものが行われていないため、その後におきます地価及び一般的な物価水準の著しい上昇を反映いたしました、相続税の負担は急激に増加しておるのあります。そこで、課税最低限の引き上げ及び税率の緩和によりまして、一般的な負担の後追い的な調整を図ることとしておるのでございます。

また、かねてよりの懸案でございました配偶者の負担の軽減問題及び農地に対する相続税の負担の問題を解決するため、配偶者の相続税負担の軽減措置を拡充するとともに、農地に対しまる相続税の納税猶予制度を創設することとしておるのをございます。

贈与税につきましても、相続税の改正とあわせて基礎控除の引き上げ及び税率の緩和を行うこととしておるのでございます。

第四は、間接税についてでございます。

これにつきましては、経済社会の推移、消費の態様に適しました課税の実現を図り、税体系におきまして適切な地位を維持するよう配意していくことがぜひ必要でございます。

昭和四十九年度の税制改正におきましては、印紙税、自動車関係諸税の負担の見直しが行われたのですが、これにつきましても総合課税を行つては、昭和四十三年以来据え置かれておりますため、その後における物価上昇等により負担が低下しております酒及びたばこに関する間接税についてもございますが、これにつきましても総合課税を行つては、昭和五十年度におきましては、ととしておるのでございました。

昭和四十九年度の税制改正におきましては、印紙税、自動車関係諸税の負担の見直しが行われたのですが、これにつきましても総合課税を行つては、昭和四十三年以来据え置かれておりますため、その後における物価上昇等により負担が低下しております酒及びたばこに関する間接税についてもございますが、これにつきましても総合課税を行つては、昭和五十年度におきましては、利子配当を完全に把握する体制の整備をされていないまま一挙に総合課税に移行いたしますと、新しい不公平を招く恐れがあるのでございます。

そこで、昭和五十年度の税制改正におきましては、利子配当所得の源泉分離選択課税制度についても、選択税率を二五%から三〇%に引き上げ、適用期限を五年延長することとしております。

なお、今後利子配当を完全に把握するための措置につきまして検討を行い、そうした措置が整つた場合には五年の期間内におきましても総合課税に移行するものとしておるのでございます。

第三は、相続税、贈与税についてでございますが、これにつきましては、昭和四十一年以来基本的な見直しが、急げたわけでもございませんでしたものが行われていないため、その後におきます地価及び一般的な物価水準の著しい上昇を反映いたしました、相続税の負担は急激に増加しておるのあります。そこで、課税最低限の引き上げ及び税率の緩和によりまして、一般的な負担の後追い的な調整を図ることとしておるのでございます。

また、かねてよりの懸案でございました配偶者の負担の軽減問題及び農地に対する相続税の負担の問題を解決するため、配偶者の相続税負担の軽減措置を拡充するとともに、農地に対しまる相続税の納税猶予制度を創設することとしておるのをございます。

贈与税につきましても、相続税の改正とあわせて基礎控除の引き上げ及び税率の緩和を行うこととしておるのでございます。

これにつきましては、経済社会の推移、消費の

きまして適切な地位を維持するよう配意していくことがぜひ必要でございます。

昭和四十九年度の税制改正におきましては、印紙税、自動車関係諸税の負担の見直しが行われたのですが、これにつきましても総合課税を行つては、昭和四十三年以来据え置かれておりますため、その後における物価上昇等により負担が低下しております酒及びたばこに関する間接税についてもございますが、これにつきましても総合課税を行つては、昭和五十年度におきましては、利子配当を完全に把握する体制の整備をされていないまま一挙に総合課税に移行いたしますと、新しい不公平を招く恐れがあるのでございます。

そこで、昭和五十年度の税制改正におきましては、利子配当所得の源泉分離選択課税制度についても、選択税率を二五%から三〇%に引き上げ、適用期限を五年延長することとしております。

なお、今後利子配当を完全に把握するための措置につきまして検討を行い、そうした措置が整つた場合には五年の期間内におきましても総合課税に移行するものとしておるのでございます。

第三は、相続税、贈与税についてでございますが、これにつきましては、昭和四十一年以来基本的な見直しが、急げたわけでもございませんでしたものが行われていないため、その後におきます地価及び一般的な物価水準の著しい上昇を反映いたしました、相続税の負担は急激に増加しておるのあります。そこで、課税最低限の引き上げ及び税率の緩和によりまして、一般的な負担の後追い的な調整を図ることとしておるのでございます。

また、かねてよりの懸案でございました配偶者の負担の軽減問題及び農地に対する相続税の負担の問題を解決するため、配偶者の相続税負担の軽減措置を拡充するとともに、農地に対しまる相続税の納税猶予制度を創設することとしておるのをございます。

贈与税につきましても、相続税の改正とあわせて基礎控除の引き上げ及び税率の緩和を行うこととしておるのでございます。

これにつきましては、経済社会の推移、消費の

という形で行つた、源泉徴収されている者にも必要経費の実額控除を認めよという要求行動がとしで六年目を迎え、全国的に広がつております。この申告行動をめぐつて種々の論議があることを聞き及んでおります。だが現に、昨年の場合、岐阜県のみで約二千人の仲間が確定申告をして約一千五百万円の還付がありました。一昨年まではこのような手続なら知らず、税金を取り戻す権利を行使せじまいだつたのが労働者です。税務署は税の取り立てを仮借なく行いますが、取り過ぎた税金を返すような仕組みにはなっておりません。これが民主国家の税務署なのかと疑いたくなることが再三ござります。

私たち給与所得者は、源泉徴収という名のものとに、いやどうなしに、自分のふところに給料袋が納まる前に強制的な手段で税金を取り立てられております。所得税法は、源泉徴収をするよりところは明らかにしておりますが、源泉徴収される義務を明文化しております。したがつて、源泉徴収されている者でも税額を確定するには申告しなければならないと思います。現実に、年末調整にて初めて税務署がその適否をチェックし、本人に還付または追加納付の手続をしております。これは、明らかに、年末調整は税の予納制度であつて、確定申告することによつて初めて税が確定することを物語つております。それならば、なぜ給与所得者だけが確定申告のときに必要経費を書き出しえないのであるのかということで、この運動が広がつてゐるわけでございます。

現在は、私たちが計算した経費は、給与所得控除が働いてゐるからといって、その中身を審理しないでおりますので、一銭も戻らない方が大半です。それでもこの運動に参加する人々が年々ふえ、本年は三万人を超えようとしております。このことは錢金の問題ではなく、われわれだけがなぜ他の所得者と同じような納税方法を認められないのか、その不公平な扱い、差別に対する憤りが、このように運動の輪を広げてゐる要因だと思います。

一体、源泉徴収制度は、私たちにどんな不利をもたらしているのでしょうか。第一に、税金が毎月毎月天引きされ、前払いとなつております。第二に、給与所得者以外の者に認められていて、延納の権利の恩恵にもあずかれず、その上、滞納金を納めても、滞納する権利すらありません。第三に、火災、水害などの場合を除き、どんな重病人が出ようとも徴収を猶予されるることはあります。せん。

第四に、事業所が間違った計算をして多く納め過ぎていても、それを直接税務署から返してもらいうことができません。

まれていると言われますが、仮にある給与所得者の実際に要した経費の金額が給与所得控除額に含まれている概算経費控除分を著しく超える場合においても、現行制度のもとにおいてはその超過分を控除してもらえません。

このような予盾を解消するためにも、税法上の実額控除と法定の概算経費控除とのいずれかの選択制を保障するのが当然であると思います。

第三点は、給与所得者の課税最低限の決め方ですが、大蔵省は、生計費非課税の原則ということは考えておらないそうであります、私どもは、労働者の必要経費は労働力の再生産費、すなう

を上回っております。その上、物価が一%上がる
と二百五十億円の増税効果になるといわれておりますので、政府の見通しの一・八%でも二千九
百五十億、酒、たばこによる増税三分六百億、
計六千五百億円が庶民のふところから吸い上げら
れ、重税感はますます深まるばかりでございます。
せめて五百万円ぐらいまでは実質減税効果が適確
に及ぶようになります。一方、高額所
得の人々には、逆に負担をふやすことを考えるべ
きだと思います。

以上の点から見ても、減税のやり方は戻し税率
式によるべきであると思ひます。不公平な

第四に、事業所が間違った計算をして多く納め過ぎていても、それを直接税務署から返してもらいうことができません。

第五に、源泉徴収されている人以外は、税額決定に不服ある場合、各種の不服申し立て制度によって救済の道が開かれていますが、給与所得者ははそれがございません。これは納税者としての人格が認められていないことではないかと思います。

第六に、申告制度にならされていないために、確定申告すれば控除される医療費、雑損、住宅取得控除など、ほとんどの人が利用しておりません。冒頭に述べた岐阜の例などはその典型的なものでございます。

第七に、天引き制度で税金に対する感覚が麻痺させられ、タックスペイヤーとして意識が弱く、政治的関心が希薄になっています。

このように、税務行政執行の上からも不合理な源泉徴収制度を一日も早く改められることを切望するものであります。

まれていると言われますが、仮にある給与所得者の方の実際を要した経費の金額が給与所得控除額に含まれている概算経費控除分を著しく超える場合においても、現行制度のもとにおいてはその超過分を控除してもらえません。

このような矛盾を解消するためにも、税法上の実額控除と法定の概算経費控除とのいずれかの選択制を保障するのが当然であると思われます。

第三点は、給与所得者の課税最低限の決め方ですが、大蔵省は、生計費非課税の原則ということは考えておらないそうですが、私どもは、労働者の必要経費は労働力の再生産費、すなわち生活費それ自体だと思っております。

政府は、日本の課税最低限は世界の水準を抜いていると盛んに宣伝しておりますが、しかし、税調の長期税制答申の中にも明らかになっていきますように、給与所得の必要経費に関する各国の制度はまちまちであります。アメリカ、西ドイツ、フランスなどは、交際費、研修費、職業上の団体会員費まで必要経費に組み入れ、実額控除や選択制を認めております。物価水準も異なり、社会保障の給付も違う環境で、ただ単に金額だけを比較し、その高低を論ずることは的外れな論議であると思われます。

第四点は、ことしの所得税減税であります。昨年の二兆円減税で課税最低限は大幅に引き上げられたから、ことしは減税の幅を物価調整だけにとどめたと言われております。昨年は、あの異常

を上回っております。その上、物価が一%上がる
と二百五十億円の増税効果になるといわれておりますので、政府の見通しの一・八%でも二千九
百五十億、酒、たばこによる増税分三千六百億、
計六千五百億円が庶民のふところから吸い上げられ重税感はますます深まるばかりでございます。
せめて五百万円ぐらいまでは実質減税効果が適確に及ぶようすべしだと考えます。一方、高額所得の人々には、逆に負担をふやすことを考えるべきだと思います。

以上の点から見ても、減税のやり方は戻し税率によるべきが一番適切だと思います。不公平税制の三本柱であった医師、土地、利子配当に対する措置が一向に改められず、ますます国民に税に対する不公平感が広まっております。

第五に、税務行政についてでございますが、納税人口の八〇%以上を占める源泉徴収者に対し、税務職員が一税務署当たり三・五人ということでは、いかに納税者扱いをしていいかは明々白々であります。国税不服審判所に至っては、審査請求をした者を審判所に呼びつけ、事情聴取のような形で陳述をさせるだけ裁決を出しております。こんな審査の仕方では真に納税者の権利救済機関として機能しているとはお世辞にも申し上げられません。速やかに準司法機関としてその役割りを果たされるよう改組されることをお願いするものでございます。

せきのため幼児を保育所に預けている人も、時間外割り増し金が収入の三割を占めている人も、毎日、日勤しかしていない人も、その経費は給与所得控除で一律に計算されております。これに対し、事業所得などの場合においては、実際に要した必要経費のすべてが控除されるたまえになつております。給与所得控除額の中に給与所得者の勤務に必要な経費の金額を概算的に控除する部分が含

その高低を論ずることは的外れな論議であると思
います。

第四点は、ことしの所得税減税であります
が、
昨年の二兆円減税で課税最低限は大幅に引き上げ
られたから、ことしは減税の幅を物価調整だけに
とどめたと言われております。昨年は、あの異常
な物価上上がりで、春闇の平均賃上げ率が三〇%
を上回っても、実質所得がふえなかつたにもかか
わらず、政府は、予算編成時に賃上げの見通しを
一八%と試算しておいたために、源泉所得の自然
増収が一兆五千億にも上り、勤労者は、減税ど
こか、実質増税に泣かされております。

ことしの改正内容を勤労者家庭に当てはめてみ
ますと、税額が減るのは二百万円世帯で年収のア
ップ率が一二%以下の場合だけであります。三百
万円以上の世帯は、ベースアップと名のつくもの
がありさえすれば、どんな場合でもことしの税額

こんな審査の仕方では真に納税者の権利救済機関として機能しているとはお世辞にも申し上げられません。速やかに準司法機関としてその役割りを果たされるよう改組されることをお願いするものでございます。

以上で私の意見陳述を終わります。

○上村委員長 次に、青木参考人にお願いいたします。

○青木参考人 ただいま御紹介にあずかりました青木でございます。日ごろ、もっぱら財政学の講義を担当しておる者でございます。至つて世事に疎うございますので、一般原則論の域にとどまることになるかと存じますが、あらかじめ御了承を賜りたい、かように存じ上げます。

本日は、昭和五十年度の税制改正につきまして、ばかりながら若干意見を申し述べさせていただ

頗りますと、今日まで社会資本の整備や社会福祉の拡充ということさえ十分であれば問題はないという、いわば財政主導型経済論なる見解が支配的ではなかつたかと思われます。そこには国民全体の生活安定が要請されておりましたとともに、その無限の向上が意図されてきたとみなすことがであります。ではございますが、そうした見解は引き続き高度経済成長を肯定するものであり、また見逃すべからざるは、あながち国民生活の平穏化に真剣に取り組むものではないという点でござります。

社会資本の整備も社会福祉の拓充も、国民全体の安定向上に寄与はいたしますが、たとえば社会福祉のうちの社会保障ということにいたしましても、貧困の救済と貧困への転落防止という、いわば対症療法的施策にすぎないとさえ言えるわけでございます。仮に最低生活水準がどんなに高く引き上げられましても、他面、最高生活水準もまた無限に高く引き上げられるならば、貧困感は永遠になくならないであろうか、かようと思われるでござります。

源の枯渇化、自然環境の荒廃化、人口の絶対的過剩化及び人間疎外の激化が顕著になりまして、古来からの地球無限觀に基づく人工的富のおびただしくはんらんすることを前提とした理想社会像といふものが、音を立てて崩壊しつつあるやに感じられます。そこにおきまして、もはや高度經濟成長はもとより、これまでの国民全体の生活の無限の向上をもつて善とする考えにも終止符が打たれなければならぬかと存じます。そして、これよりは、ひたすら国民生活のいわばしよううな安定と国民の生活水準の平等化に努める時期に逢着していると思われるわけでござります。

私の見ますところによりますと、税制の改正はこうした新時代の要請のもとに行われてしかるべきかと存じます。言いかえますと、税制の改正は、国民生活の安定と平等という目標のもとにのみ講じられなければならないということでございます。

ところで、日本経済の現局面は、すでに触れましたとおり、物価高騰の不況でございます。物価高騰がいかに国民大多数の生活の安定を脅かし、貪富の差を拡大しているかはいまさら申し述べるまでもございません。かくて加えて、不況の打撃を受け、生活苦を味わっている人々も少なくない、こういうありますまでございます。そこにおきまして、国民大多数の生活苦を可能な限り除去し、また国民の生活水準の平等化を図る上で税制の改正が一段と重責を帯びると存じます。言いかえると、新時代の要請にこたえるべく、税制の使命は重かつ大であるという次第でございみす。

確かに、今次改正案には改善の面があることを認めると私は決してやぶさかではございません。しかしながら、さりとて今次改正案が、ただいま述べさせていただきました新時代の要請に必ずしも忠実であるとは遺憾ながら認めがたいのでございます。現下のような生活必需品の価格高騰によっておきまして、国民生活の安定と平等ということを目指すならば、所得税の減税ということは、当然生活苦にあえぎ、生活水準の格差拡大を見せつけられている中小所得者にだけ限られなければならぬはずでございます。ところが、改正案に盛られております基礎控除、配偶者控除及び扶養控除から成る人的控除の引き上げという減税措置は、決してそうした線に忠実に沿うものとは申せない、かようになります。

この改正が行われるならば、第一に、今回の減税は四十九年度の税制改正の際のそれと比べまして、ミニ減税であるということが言えるであります。このこと自体、中小所得者の税負担軽減に資するところはさほど大きくはないと言えます。ではございますが、それにも増しましてこの人の控除引き上げという方式による減税効果は、所得が大きいほど租税の割合も大となる累進税率を持つているがために、中小所得者よりもむしろ高所得者の方の上に及ぶという結果が招かれはしないかと存じます。

して七十六万円という給与所得控除の最高限度額、いわば頭打ち制度が廃止されていることによりまして、これより高所得者は果てしない所得控除の恩恵を受けられるということになりはしないか、こういう指摘でございます。その結果、五十年度も同様に人的控除が引き上げられるならば、国民生活の平等化の一環としての税制改正はおろか、格差拡大及び物価高騰下において、めぐりめぐつて国民大多数の生活苦は一層強いられることがないとは断言できないと存じます。

こうした国民生活の平等化のための所得課税を補完するものとし、かつ、わが国の国税における唯一の資産課税である相続税、贈与税につきましてどのような改正が考えられているかということ、国民の大きな関心事であろうかと存じます。すなわち、相続税では、その課税最低限は定額控除が六百万円から二千万円へ、法定相続人比例控除が一人百二十万円から四百万円へ引き上げられます。この結果、配偶者と子供四人の五人家族の場合で見ますと、現行の千八八百万円の控除から四千万円の控除となります。ではございますが、この種の課税最低限を受け得る人々は国民のうちのごくわずかな教にすぎない。相続税を納めるほど財産を残す死亡者は、全国で毎年約七十万人のうち一万人程度だけと目されております。

さらに相続税の改正において問題でございますのは、配偶者の負担軽減措置でございます。現行法では、配偶者の遺産相続は三千万円まで課税されませんけれども、改正案によりますれば、相続額の三分の一もしくは四千万円のいずれか大きい方まで非課税とされるわけでございます。これは死亡した者の財産の維持ないし形成にはその配偶者の力もあずかって大であつたという見解に基づくものと推量いたします。しかし、国民生活の平和化という目標を貫こうとする場合、配偶者といえども資産状況に恵まれている限り、これに沿い、相当の負担をしてしかるべきかと存じます。

以上から、今回の相続税等の軽減案は、あるいはいたずらに有産者を優遇する結果を招くおそれ

なお、これとは別に、国民生活平等化の税制への熱意を疑わせる社会保障診療報酬課税の特別措置案は、新時代の要請に応じた国民生活の安定、平穳化という線に沿うものでないばかりか、旧態依然としていることの代表的な実例になりはしないか、かのように存じます。

このこととあわせまして、有価証券譲渡益の非課税措置という、担税力の強い不労所得に対してもほぼ完全な形での免税が講じられていることもまた見逃すことはできないと存じます。

以上のように、利子配当分離課税の修正、延期案は、なお資本蓄積促進型が税制の上で維持されようとしていることとの代表的な実例になりはしないか、かのように存じます。

福祉促進型へ転換しつつあるとの政府筋の御説明がござります。福祉促進型への転換ということとは、恐らく新時代の要請に従うならば、国民生活の安定、平等化の第一歩ということになります。

ところが、利子所得及び配当所得に対します分離課税の廃止は、税制調査会の御説明によりますれば、利子配当を完全に把握する体制の整備されないまままで一挙に総合課税に移行すると、新しい不公平を招くおそれがある、かような理由のもとで選択税率を二五%から三〇%に引き上げた上で、その適用期限を五年延長することが提案されております。周知のとおり、利子配当の分離課税は、資本蓄積のための貯蓄強化促進政策の主要な一環としてとられました租税特別措置でございまして。しかも、それは貯蓄促進効果の点を初めとしてしまして、成立当時から問題視されてきたものであることは御存じのとおりでございます。言うところの利子配当を完全に把握する体制整備の努力が顯示されないままに、その整備を前提として廃止に踏み切られないのはきわめて納得のいかない点でござります。

Digitized by srujanika@gmail.com

然たる資本蓄積型と無縁なものでないようになります。しかも、実はその上に、すでに酒税引き上げとたばこ大幅値上げが断行されようとしておるわけでございます。酒税やたばこの値上げは、即大衆課税の強化であるばかりでなく、物価高騰促進の新たな引き金となつて、国民生活の安定、平等化を妨害することは覆うべくもございません。

それに加えまして、昨今、付加価値税の導入がまたもやその筋からほのめかされているように伝えられております。それは、あるいは国民大多数に対し負担感を与えるに講じられる国民生活の安定、平等化に背く施策になりはしないかと懸念される次第でございます。

最近、文明研究会などの開催のごとき、新時代の要請にこたえるもののような姿勢が表示されながら、税制改正という具体的な施策面で基本的に新しいところが認められないようでは、あるいは羊頭狗肉のそりも受けはしないかと存じます。

○上村委員長 次に、吉田参考人にお願いいたし

ます。

○吉田参考人 ただいま御紹介いただきました税経新人会の吉田でございます。私は税理士、公認会計士でございまして、中小企業の相談相手として日常実務に従事いたしておりますので、現場実務の面から今回の改正三法について意見を述べ、皆様の御参考に供したいと存じます。

まず、所得税法の改正について意見を述べさせていただきますと、第一点は、昭和五十年分の今回の中止で際立つことは、改正附則二条が全面的に適用になったという点であります。これは納税者の長年の要求が本年度改正で実現したわけで、税金計算の簡素化の面では画期的なものだというふうに評価できると思います。

ところが、せつからこの改正法の適用が一月一日にさかのぼるということになつても、この改正

法によって利益を受けるのは、申告しております予定納税者と退職所得者であつて、納税者の絶対多數を占める給与所得者についてはこの恩恵がないということなんでございます。

すなわち、給与所得者は本年の一月、二月、三月分については旧法で高い源泉税を取られ、その分の払い戻しは十二月の年末調整までお預けということになつております。退職所得者については、附則七条で利息をつけて返すということになつておるんですから、給与所得者については年末までお預けということを言わずに、せめて四月以降の給料から徴収する税額に充当するようにしてもらいたい。百歩譲って、遅くとも夏のボーナスの徴収税額に充当するくらいのことをやっていただきたいといふふうに思つておるわけでございます。

この計算は簡単でございますし、昭和五十年度の予算年度内のことですから、予算の税収額には全く響かないわけでございます。計算実務はすべて給与支払い側、すなわち源泉徴収税額の充当、括弧閉じとして条文を一つ入れていただけでよいわけです。

本日御列席の委員の皆さん、お顔を拝見して

も私もが日常新聞紙上でちょいちょいお目にか

かるお偉い先生が非常に多いよんだで、ぜひ皆

ます。

本日御列席の委員の皆さん、お顔を拝見して

も私もが日常新聞紙上でちょいちょいお目にか

では百円で、二十六年から二百円、二十七年から五百円、二十九年から七百円、そのままで今まで変更がないわけです。二十年変更がないのです。が、現在昼飯を食べても五百円という時代で、現物給与の七百円免税点は余りにも低過ぎる。通勤費については、御承知のとおり、四十一年改正で非課税所得に組み入れられて、毎年のように政令でアップして、今日九千円になっているわけです。昭和二十九年当時の通勤定期の控除額は五百円でしたから、今日の現物給与の免税点の七百円は余りにも低いということが言えると思います。ぜひこの際に現物給与の免税点は通勤費の控除並みにアップをいたしていただきたい、こういうふうに思います。

次は、法人税の改正について申し上げますと、まず第一に、同族会社の留保金課税、これはもうそろそろ撤廃の時期が来ているのじやないかといふにはっきり申し上げらるると思います。留保金課税については所得課税に吸収して撤廃すべきだ。

第二点は、法人税の累進税率の導入でございますが、大企業の超過所得について相税率相当分の累進制をとる。私は所得十億円以上の部分について五〇%の課税をやつてもいいのじやないかといふうに考えております。ただ、ここで大事なのは、大企業のそういう法人税が転嫁されないようふうに考えております。ただし、法人税も転嫁する可能性があるという点は申し上げたいと思います。

第三点は、大会社に対する受取配当の益金不算入、配当軽課というものは、これは現在の時点でもう廃止する時期が来ている。いわゆる法人擬制説というような実態は、中小企業の同族法人その実態があるわけでございまして、これは税制審議していただきたいというふうに思っておりま

度の改正は土地成金を目的にしたときには現行の施策を継続するということで二〇%の税率を据え置いておりますが、これはちょっと私はいただけない。ということは、低額の譲渡については現行の分離課税よりも課税額が低くなるので、従来の施策を継続するということで二〇%の税率を据え置いておりますが、これはちょっと私はいただけない。ということは、低額の譲渡については軽減措置を講ずべきだというふうに考えます。第二点は、譲渡所得の特別控除、収用の例だとか土地区画とかいろいろな控除の恩典がございますが、地方自治体の課税担当者の方がこういうような控除条件についてもとわかるようなPR、これは国税庁ということになるのかもしれませんけれども、実際にそういう施行している自治体の課説課に聞いてみると、適用になるかどうか、チラシでございますから、当然低額の譲渡益についてもそれは軽減措置を講ずべきだというふうに考えます。

時間があと一分でございますので、その他さつと申し上げますと、直間比率の問題については、これが直接税でそれが間接税だという公的な解釈がはつきりしておません。これをはつきりして

いたで、その上で転嫁の問題を考えて直間比率を考えていただきたい。

それから医者の問題ですけれども、大分医者がやられておりますが、これは憲法二十五条の、健康にして文化的なこの原則からもう一回洗い直してみたらどうかと私は考えております。医者が

医療施設を改善するということについては国民の願いなんですから、医者が収益を医療施設の改善に投じる限り税金はかけない、これは憲法二十五条と合っているので、そういう面でひとつお考え願いたい。

それから、税金が特別、政策的に高い安いといふことになった場合に、もっと積極的にPRをしていただきたい。こういうことをすると高くなりますが、こういうことをすると安くなりますよと

いうことで、こういうPRを政府の方で積極的にやつていただきたいというふうに思います。以上、簡単でございますが、意見を終わります。

それから第三点、農地に対する相続税の納税猶予制度の創設でございますが、今回の農業投資価格にとどめるという課税措置、これは大変結構なことでござります。ただ、これについては、農地の固定資産税についても、農業投資価格というものを固定資産税の課税標準とする。実際に農業をやっている者、これについてはそういうふうな配慮をしていただきたい。農地が地価を高めたわけ

ではございませんので、実際に農業をやっている者については、固定資産税についてもそういうふうな配慮を市並みの追い出しの高額の課税をするのではなく

に、今度の税制改正あるいは現状についての考え方をきわめて近いわけであります。そこで友末参考人にお伺いをしたいのですが、今度の税制改正、相続税法、贈与税法、これは本委員会を通じていつたわけでありますけれども先ほど青木先生も言われましたように、この特に激しい三年間のインフレというものをどういうふうに認識されて税制改正というものができたんだろうか。

それは、一つには労働者、給与所得者の減税規模の問題、あるいは土地、利子配当所得、医者の問題、これは医者の問題を除いては若干の前進はあるわけであります。医者の問題には触れられない」と私は思うのであります。

それから、片や相続税は、いわゆる資産家についてはきわめて有利になつて。特にインフレで強かった資産家、いま相続税を納めているのは大体三万人程度。こういう人についてはむしろ優遇がなされ、そして労働者には減税は非常に少なく、しかも酒とたばこの値上げがかぶつてくる。

こういうことになりますと、この三年間のインフレでインフレ弱者と言われる、単に社会保障を受けている人々、母子家庭あるいは老人の方々、このような狭い意味でのインフレ弱者ではなくて、全く抵抗力の弱い労働者の方々、中小企業の方々について、果たしてどういう配慮が今度の税制改正で全般にされたんだろうかということがあります。私はきわめて疑問を持つわけであります。その点について、税調の中でどれだけこの三年間の激しかったインフレというものを頭に置いて税制改正が出されたのか、お伺いをしたいと思うのであります。

○上村委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。佐藤觀樹君。

○佐藤觀樹君 参考人の皆さん方に大変お忙しいところを、いろいろな角度からお話をいただきまして、ありがとうございました。

私は全般的には青木先生がお話しになられたこと

例年の税制改正をいたす場合におきましての案を練るときに、税調としていつも考えますこと

〔委員長退席、山下（元）委員長代理着席〕

ただいま佐藤先生から、インフレについてどういう考え方のものと税調は税制改正を検討したかという基本的な御質問でございます。

○友末参考人 ただいま佐藤先生から、インフレについてどういう考え方のものと税調は税制改正を検討したかという基本的な御質問でございます。

〔委員長退席、山下（元）委員長代理着席〕

は、いわゆる土台をどこに置いて考えていくかと
いうことが、しょっぱなに議論に相なるのでござ
ります。本年の改正につきましてもやはり同様
に、どこに家を建てる土台を置くのか、これが問
題になりました。今まででございまするとい
うと、社会経済発展計画というものがござります。
これをまあ土台にして考えてきたのでござ
りますが、これがいまは役に立たなくなつてお
ります。これから改定をされなければならない。日本
の経済社会問題が今後どうなるかということにつ
いての政府全体としての見解がまだ確定をいたし
ておりません。さらにもまた、今後の福祉計画、こ
れがどうなつていくのか、これもはつきりいたし
ております。また、今後のインフレがどの程度
におさまるか。われわれの審議いたします場合に
おきましても、消費者物価の上昇がどの程度かと
いうことを経済企画庁その他からいろいろ聞いた
のでございますが、はつきり実は出でこないの
でございます。

そこで、これでいつまでも議論いたしておりま
すと時間を食つてしまふがございませんので、
要するに、現在最も大事なのは、総需要を抑制し
たしまして、そうして物価を安定せしめるという
ことが国民的、国家的要望ではなかろうか、かよ
うな考えが委員の皆さんの頭の中にございまし
て、これを土台にそれとなくいたしまして、そう
して現在最も緊急を要する各論、これから取り上げ
て、一つ一つ審議をしていった、これが実態で
ござります。したがいまして、インフレがこうな
るから中小企業対策はこうしなければならぬとい
うふうなはつきりした答えが出ておるわけではござ
いませんけれども、なるべく社会的な公正を図
ついくためには、やはり中小企業にはできるだ
け手厚くしていくという考えは皆さんの頭の中に
あつたようでございます。ただ、総論ははつきり
しないで各論からこう積み上げていった、これが
今回の税調の答申の特徴である、かように一応お
考えを願つておきたいと思います。

そこで、相続税の問題について特にお触れにな
りましたけれども、実はこれについてもいろいろ
議論が出たのでござります。余りこれは妻を優遇
し過ぎるんじやなかろうか、金持を優遇するんじ
やないかという意見も、確かに佐藤さんのおつし
やるように出ました。しかしながら、ずっと詰め
てまいりておりまするといふと、この相続税を納
めまする対象人員というものが一年一年非常にふ
えてまいりております。四・三%になつておつた
かと思ひまするが、五%近い。だんだんこの納税
者がふえまして、これは結局自分の資産を売買し
なければ相続税が納められないというのも出てま
りつきました。

それは当然でございまして、四十一年以来見直

しを行つてない。大蔵省に文句を言ったのであ

りますが、少し怠けておるんじやないか、もう

少し経済社会情勢の変転に応じて打つべき手はど

んどん打つべきじゃないか、かようなことまで言

いまして、結局先ほど申し上げました、相当、物

価の値上がりした、土地の値上がりした後追い的

な調整である、優遇でも何でもないというふう

な、皆さんの意見がさような方向に傾きました、

いま申し上げましたような結論に達したわけでござ
います。

○佐藤(觀)委員 忌憚のないお話をありがとうございます。
御質問いたいたのでありまするが、実は法人税
の問題、これは從来の関係から申しますると、資
本の蓄積あるいは海外競争力の強化という高度經
済成長の観点から相当程度特別措置等をおきまし
て優遇されてまいつたことは、これはもう否定で
きないのであります。しかし、時代は変わつてま
りまして、もつと福祉重点の方に向に大転換をし
なければならぬ、從来の惰性でかようなものを
ほうておくわけにはいかないということが相当
税調では議論になりました。

それにつきましては、いま仰せのように特別措
置の整理の問題、その他法人課税の仕組みの問題

等につきましていろいろと意見がたくさん出てま
りました。あるいは富裕税的なものを設けても

と法人から税金を取りとか、あるいは特別措置

員会で一番問題になるのはたばこの値上げ、酒の

値上げにつながる税制の改正になつてくる。それ

に触れますと、どうしても、では果たして直接税

というものがいまの各論の中で限界なんだらうか

を詰めていつておりますると、法人税の今後の問

題につきましては非常に問題が多いのでございま
す。先ほど仰せになりました特別措置の整理の問

題ばかりでなく、法人間の益金の不算入の問題、

配当課題の問題その他いろいろございまして、こ

れはもう一遍ひとつ根本的に見直して検討しよう
として、大衆課税になるたばことか酒とかの値上げに
よらずして、やはり企業に対する課税にもう少し
メスを入れる必要があるのじやないだろうか。し
かも今後やはり高福祉が国民的な課題になり、高
度成長ができなくなつている今後の日本経済を考
えますと、おのずと財源というものは限られてく
る。その中で考えてみたときに、各論として、企
業に対する課税のあり方はやはりもつとメスを入
れる必要があつたのじやないだろうか。そのあた
りは今度の税調の答申の中にはほとんど足跡が見
られないという結果になつていると思うのです
が、これはどういう事情からだったのでしょうか
か。

○友末参考人 税調にとりましては痛いところを
御質問いたいたのでありまするが、実は法人税
の問題、これは從来の関係から申しますると、資
本の蓄積あるいは海外競争力の強化という高度經
済成長の観点から相当程度特別措置等をおきまし
て優遇されてまいつたことは、これはもう否定で
きないのであります。しかし、時代は変わつてま
りまして、もつと福祉重点の方に向に大転換をし
なければならぬ、從来の惰性でかようなものを
ほうておくわけにはいかないということが相当
税調では議論になりました。

それにつきましては、いま仰せのように特別措
置の整理の問題、その他法人課税の仕組みの問題
等につきましていろいろと意見がたくさん出てま
りました。あるいは富裕税的なものを設けても
と法人から税金を取りとか、あるいは特別措置
員会で一番問題になるのはたばこの値上げ、酒の
値上げにつながる税制の改正になつてくる。それ
に触れますと、どうしても、では果たして直接税
というものをもつと徹底的に整理して、そうして
法人から金を出されれば、たばこ、酒なんという
ものを上げる必要はないじやないかという御意見
も出たことは間違いがございません。ただ、これ
を詰めていつておりますると、法人税の今後の問
題につきましては非常に問題が多いのでございま
す。先ほど仰せになりました特別措置の整理の問
題ばかりでなく、法人間の益金の不算入の問題、
配当課題の問題その他いろいろございまして、こ
れにいたしましても、酒、たばこは、生活
必需品になつてゐるという人もあるかもしませ
んが、まあ詰めて考へれば、生活必需品じやな
い、たばこをのまいで死ぬ人はないじやない
か、酒を飲まないで死んだ人はないじやないかと

いう議論まで実は出まして、それで、歳入も非常に窮屈な時期でござりまするから、まずどこに財源を求めるかとすれば、嗜好品である、あるいはまた、非常に細つておりまするところの間接税の一部である酒、たばこの消費税の引き上げは、これはやむを得ないだらうというのが最終的な結論になつたということを御了承いただきたいと思ひます。

[山下(元)委員長代理退席、委員長着席]

○佐藤(観)委員 もう一点だけお伺いしておきたいのですが、法人税についてはもう少し大企業と中小企業というものをはっきり分ける必要があるのじゃないか、あるいは累進税率を法人税にも適用する必要があるのではないか、こういうことは当委員会でもすいぶん論議をしているのですが、なかなか結論が出ないところなわけでありますけれども、税調においても法人税の本格的な論議といふのは、少し先というか、まあ来年になるのだと思いますが、そういうふうに理解をさせていただきたいと思うのです。

それから、医師の社会保険診療報酬の問題については、先ほど友末さんの方から、実行できなかつたことについて、少なくとも税調案で実行ができるなかつたことについてきわめて残念だというお話をあって、これは先ほど吉田参考人もお話しになりましたように、背景があつて非常にむずかしい問題ですので、ここではちょっと本格的には触れられません。

それで、一つだけお伺いしておきたいのは、例の土地の譲渡所得に対する課税の問題なんですが、これは明らかに税制としては失敗であつたという結論が——私は大蔵省の方も認めていると思うのです。要するに、売りは売つたけれども、買うのは大法人が買っただけの話で、庶民が土地を安く手に入れるための税制が、もちろん税制といふのは主体ではなくして補完的な役目でありますが、その補完的な役目も悪いように使われたといふのが一つ結論になつていると私は思うのです。

そこで、国民の緊急の課題になつてゐる住宅問題を解決する、それにはどうしても土地が高く手に入らぬという地価対策というのが隘路になっているわけですが、今度の改正といふのは、國民が安く土地を手に入れて家を建てるといふに果たしてどれだけの役割りができるだらうか、どのくらいそういった観点が審議をされて今度の改正が出てきたのだろか。私に言わせれば、改正が出るにしてもちよつと時期を失してしまつてゐるのじゃないかとすら思うわけであります、が、その辺についてはどういう御議論があつたのか、お話をお聞かせいただきたいと思います。

○友末参考人 土地税制につきましての御質問でございますが、いま仰せになつたのは長期保有の土地税制だらうと思います。御承知のように、この比例分離課税といふものを、四十四年だつたかと思ひますが始めたのであります。始めたねらいは、住宅政策の一環として、土地がなるべく手に入りやすいようにというところがねらいであつたと思うのであります、これはどうもねらいと結果が結びついていないのであります。住宅のために譲渡した場合は公共用地として譲渡した場合とか、はつきりした目的のために譲渡した場合に軽課するということになつていませんで、野放しで軽課税をつくつた、ここに大きな一つの問題点がある。また、しかもこれを全国的に適用した、住宅の最も必要とする大都市周辺に地域を限定するのならばまた一つの理屈があるのであります、全国的に野放しで土地を手放すというと安い税金一〇%の税金で済むというので、大地主がどんどん手放したというのが実情でございます。

一度大蔵省にやかましく言ったのであります、が、なかなか大蔵省というところは頭を下げないのであります。私、非常に憤慨したことがあるのであります、目的と合致しない税制は、ちゃんと先走ったのじゃないか。土地政策というものがはつきりてきて、その上に税制というものがプラスされる、二人三脚であればこんな間違いは起らなかつた。なるべく早く住宅を建てたい、早く

土地を得たいということにどうも大蔵省は引張られて、税調が引っ張られた気味もないことはないのですから、大蔵省によれば、相当の効果があったと言ふのであります。でもうも信用できないところが、まだ私の胸の中にあるのでござります。そこで、これは何としてもほっておくわけにいかないというので、原案のような改正案ができるのでござりますが、これはかなりきつい税制でござります。四分の三の上積み税率ですから、前と比べればかなりきつい課税になる。そういうたまごと、土地を手放すことはなかなか困難になるということのおそれがあるわけであります。そこで、公有地の取得につきましては、特に軽課措置をとりまして手に入りやすいような方策も講じております。また今度、国土利用計画法ができまして、地方団体でかなり土地問題につきましては介入して措置ができることになりますので、若干の心配はござりますけれども、土地は現在だんだんと安くなりつつあるというのが実情のようであります。この機会をとらえて、地方公共団体がうんとがんばってくれるよう、中央政府としても手を打たれる必要があるんじやなかろうか、かよううに考えておる次第でござります。

その観点から考えてみると、長期的な税制のあり方として、今後の安定成長、低成長の中で果たして税制というのはどうあらねばならないのか、一つは、私は具体的に先ほどまだ企業の課税に対してメスは入れられるんではないかと申し上げたわけですが、さらに今後税目を考えるとしたら一体どういうことが考えられるのか、あるいはそれに関連をしてやはり関係深いのが、直間比率というものはいかにあるべきか、私は間接税というには逆説性がござりますから、間接税三分之一、直接税三分の一二というのはまあまあいい比率ではないかなと個人的には思っているわけであります。今後のそういう意味での高福祉を実現するための長期税制のあり方というものについてはどういうふうに考えていらっしゃるか、御意見をお伺いしたいと思うのです。

○青木参考人　ただいま佐藤委員から御質問をいただいたわけでございますが、先ほどの御質問の中に、税調の代表の参考人に對しまして、現状で申しますと恐らくインフレ下の不況ということだろうと思うのですけれども、そういう事態のもとでどのような見地から税制改正を行われたのかという御質問があつたやに存じております。

そういう御質問に対しまして、ただいま総論はないが各論というお話をさせていただきますが、非常に参考になされた上総論が考え方かなかったといふお答えのように承ったわけですが、私は総論はそれほどむずかしいものではないというふうに考えております。と申しますのは、こういったいわゆるステップレーションというような現経済局面において税制改正を試みる上においての視点といふものは、当然不要な有効需要の喚起を抑制するということ、それからインフレによりまして、また不況によりまして生活苦をなめている人々、こういう人々に対してもその有効需要を高めてやるということ、言いかえますと、生活の安定ということ、国民大多数、中小所得者に対する生活の安定を図るという見地がまず確認されてよろ

しいかと存じます。

もう一つは、こういったステップフレーションのものにおきましては、先ほども触れましたとおり、貧富の差が一層拡大の傾向にある。したがつて、こういた場合を考えまして、高所得者に対しましては、その所得を減殺していく、強度に減殺していく。そういうことは、同時に必要な有効需要を抑制することにつながるわけでございますので、そういうしたこと。

これを要約いたしますれば、高所得者に対して課税を強化する、低所得者、中所得者に対しては税負担を極力軽減してやる、こういうことが十分総論として確立され得るように私は存じ上げるものでございます。

そういうところを総論といたしまして、ただいま御質問にあずかりましたところに触れてまいりますれば、まず第一に長期的な税制改正のプログラムということがあります、これは先ほども若干触れましたわけでございますが、ごく代表的な例を取り上げまして御説明させていただくなれば、人的控除による所得税減税方式というもの、こういうもの一つをとりましても、先ほど吉田参考人も十分お述べになつたわけでございます。これは税額控除方式にするというような形で累進課税制度を強度にするということを、これが一番の方向ではなかろうか、かように思われるわけでございます。そういったことをまずシンボルとします。

それは当然行われるべきものとして、まず所得税に関しては分離課税の廃止、こういうことが第一だろうと思われます。これはこの委員会におかれましても再三発言がなされてきたケースのように漏れ承つておりますけれども、これはぜひ優先的に行つていただきたい。

それから特別免税措置の廃止、それから給与所得源泉徴収によるところの不公平の是正、これは後ほど恐らく高橋参考人より詳しく述べられることと思いますけれども、こういうことが

一番緊急の課題ではなかろうかと存じます。

たとえば分離課税の廃止で申しますれば、利子

配当所得源泉分離選択制を同所得の確定申告不要

制度とともに廃止する、こういうことが考えられ

るかと思います。また、配当控除も、法人実在

説のもとに同時に廃止してかかるべきではなかろ

うか、かように存じます。さらに土地の譲渡所得

分離課税、先ほど詳しく御説明がございましたけ

れども、これは確かに時期は失しましたが評価す

るに足るものだらうと思われますけれども、こう

いたことに対する、特に徵税面での姿勢を正す

というようなことが望まれると存じます。

特別免税措置の廃止につきましては、有価証券

譲渡所得益の非課税の廃止及び社会保険診療報酬

の特例の廃止がございます。これにつきましては、先ほど吉田参考人から特に社会保険診療報酬の特

例の問題に触れまして、きわめてユニークな御發

言がございましたわですが、私は一応原則的に

はこれらは廃止へ移行されなければならないのでは

ないか、このように考えております。

前者の有価証券譲渡所得益の非課税の方でござ

いますが、これは今回税制調査会答申のうちに全

く織り込まれていらないものでございますが、こう

した極端な資本蓄積助成の税制がこのままであつ

てよろしいか、このように疑われるわけでござい

ます。

これは税額控除方式にするというような形で累進

課税制度を強度にするということを、これが一番の

方向ではなかろうか、かように思われるわけでござい

ます。そういったことをまずシンボルとしま

す。

それは当然行われるべきものとして、まず所得

税に関しましては分離課税の廃止、こういうこと

が第一だろうと思われます。これはこの委員会に

おかれましても再三発言がなされてきたケースの

ように漏れ承つておりますけれども、これはぜひ

優先的に行つていただきたい。

それから特別免税措置の廃止、それから給与所

設しまして、そしてそのいずれかを選択せざると

いう方法、こういうものがまた考えられてしかる

べきかと存じます。この方法はすでに御存じのと

おりアメリカ、フランス及び西ドイツにおきまし

て、税務行政にさしたる混乱も招くことなく実施

されています。これは御案内のとおり、

されているものでございます。

さらに、富裕税のことが考えられてよろしいの

ではないかと思われます。これは御案内のとおり、

かつてシャウブ勧告に従いまして昭和二十五年

度から創設されたものでございますが、所有財産

の明示をきらう納税者が多かつたこと、各種財産

の評価が困難なこと、わけても無記名預金がある

ため預金元本の把握が困難なこと、こういった制

約条件がございまして、二十七年度限りで廃止さ

れました。しかし、そうした反対や困難を招く要

因を除去することによりまして、この富裕税の復

活ということは可能ではなかろうか、このように

存する次第であります。

簡単にいう御指摘がございましたので、以下

ほんの要約にとどめたいと思ひますけれども、こ

ういった所得税の不公平の是正の余地はまだ多く

あると思うわけでございますが、次にほんの一言

法人課税の不公平の是正に関する触れたいと思ひ

ます。

それは当面の措置といたしましては、費用収益

概念の適正化が図られなければならない、こうい

うことだらうと思われます。具体的にはこれらの

措置を認めている法人税法及び租税特別措置法の

該当規定を改廃するということになると存じま

す。それ以外に多々ござりますけれども、一番忘

れてはならないと思われるのは、法人税とい

うもの、法人課税というものを、先ほどもほかの参

考人がお触れになられておりますけれども、現在

の比例税率から累進税率へ構造転換をする、こう

いうことによつて抜本的な改善とすることが行わ

れます。

そこで、この給与所得控除制に、必要経費を実

○上村委員長 横路孝弘君。
います。

いまのお話を聞いておつて、私たち外から見
ておつて、税調のあり方といふものは、いつも予
算編成の大詰めのときに、いわば歳出と歳入を合
わせるために、どさくさに紛れて何か自民党なん
かの方針が決まってから出されてくるような感じ
があるわけですね。今度も何か時間がなくて、總
論について議論しないで各論でやつた。

つまりそれは、今までの税体系の中では、若
干の経済的な状況の考慮をして改善措置をとつた
ことがだらうと思うのでありますけれども、
したがつて、基本的な、たとえば租税特別措置法
なり、いまいろいろ御指摘のありました不公平な
税制を改めるというような点については、これは
そういう時期じゃなくて、きちんと議論して方向
を位置づけるということが必要じゃないかと思う
のです。いつも予算編成の直前になつて、経済の
見通しや何かの問題もあるでしようから、そ
ういう時期じゃなくて、きちんと議論して方向
を位置づけるということが必要な点については、これは
そういう時期じゃなくて、きちんと議論して方向
を位置づけるということが必要な点については、これは
いつでもこの議論をして、方向

論について議論しないで各論でやつた。

つまりそれは、今までの税体系の中では、若

干の経済的な状況の考慮をして改善措置をとつた

ことがだらうと思うのでありますけれども、
したがつて、基本的な、たとえば租税特別措置法

なり、いまいろいろ御指摘のありました不公平な
税制を改めるというような点については、これは
いつでもこの議論をして、方向

論について議論しないで各論でやつた。

それが、先ほど来あつた、大蔵省に振り回され

たり、あるいはさまざま圧力がかかる、といふこ

とになるんじやないかと思うので、税調の自主性

といふものを確保するためにも、どうですか、い

まの税調のあり方なり議論なりというのは、どの

ようにお考えになつていますか。

○友末参考人 今後の税調のあり方いかんとい

う御質問でござります。税調といたしまして、こと

し、別に総論的なものを議論しなかつたわけでは

ございません。やりましたが、御承知のように、

内外にわたります経済社会の厳しい情勢がござ

ります。今後日本全体がどういうふうに経済を持

ついていくのか、これすらはつきりした線を出し得

る者はだれ一人もいなかつたように私は税調で考

えておりました。他の省からもお願いして意見を

聞いたのでありまするが、長期的展望に立つ日本の経済、財政、外交はこうあるんだ、かように述べられた人は一人もいなかつた。

税制はもちろん財政政策の一環でございます。

そこで、相互に関連を持つておりますので、全体の方向が国家的にはつきりしない以上、土台がないと言えません、そういう時代になっておるんじゃなかろうか。すなわち、大きな転換期になつておりまするがために、これはやむを得ない。一ヵ月や二ヵ月税調で審議したて、そんな大きな問題が税調で出るものではない。また、税調はそ

ういう問題を取り組んで出す性格のものでもない、よそで出たものを土台にして、そうしてそこにねらいを合わせるようにして税制改正をやつてしまつたのが今日までの状況でございます。

そこで、今後税調は自主的にどうするのかといふお話をござります。もちろん税調には各方面から権威者がたくさん出ておられまして、自主性を守りつつ検討をいたしております。そこで、何も大蔵省の言うままにあるは自民党の言うままになつておる税調ではございません。御意見はいろいろと聞きまするけれども、最終的に自主的な結論は税調の皆さんにお出しになる、その取りまとめを私がやつておるというわけでございます。

それで、やつてみておりますると、どうも新しい税の創設あるいはすでにつくられておる税制の改正という問題になりますと、非常にむずかしい。特に今日のような厳しい社会経済の時代的な背景がありまする事態におきましては、特に実はむずかしいのでござります。よく言われるのでありまするが、「旧税は良税なり、新税は悪税なり」余りこの言葉は好きじゃないのでありまするが、必ずしと税調をやつておりますると、そういう感じを実は持たざるを得ない。

そこで、いろいろ欠陥はござりまするけれども、長期的展望をなめながら、基本のいまの税体系、これを余りいじくり回すことは不可能じゃなかろうか、国民としても困るんじゃなかろうか。本当に手をつけざるを得ないところに手をつけて、漸

進的に国民の納得するような税を組み立てていく。

く。その前提といしましては、今日一番大きな問題は、財政あるいは行政の硬直化の打開でござります。いつも私はやかましく言うのであります

が、税のむだ遣いが中央、地方を通じて非常に多く過ぎる。納税者の立場に立つて考えますと、税金を出すたびに、これがむだ遣いをされるのかといふ気持ちがするんじゃないか。そこで、中央、地方を通じての行財政の大改革を納税者の立場からせひひとつお考えをいただく。その前提がありまんと、高福社高負担と申しましても、夢のよ

うなことになる。これから先、国民から税金をたくさんちょうだいいたしますと、うようなどにでもなれば、まして安上がりの行財政ではありません、合意は得られないのではなかろうか、こういうことが税調の皆さんの中にはあるようございまして、一応御紹介を申し上げておきます。

○上村委員長 この際、参考人各位に申し上げます。

重要な問題点についての質疑でございますので、なかなかむずかしい点はございまするが、時間の関係もあり、答弁は簡潔によろしくお願ひ申し上げます。

○横路委員 高橋さんにお尋ねしますけれども、政府の方は四十九年度の税制改正が大幅であった

と、ことしはいろいろな情勢を考えて減税幅を縮めたというように言っておるわけですけれども、生活の実感として去年の減税という

のはどうであったのか、働く人を代表している立場から、サラリーマンの生活実感はどうかという

点をひとつお答えいただきたいと思うのですが。

○高橋参考人 いま御質問があつた点につきましては、大体のところを述べますと、大体消

費関係の実支出が十五万三千五百三十三円、それから他の非消費支出が一万七千三百三十七円、その内訳は食料費が四万九千九百九十四円、それ

から住居費が一万四千五百六十六円、光熱費が六千三百五十一円、被服費が一万五千四百八十二円、その他保健衛生、交通、教育、それから教養、娯楽、小遣いなどが六万七千百四十一円ということ

で、それからその他のいわゆる税金租税公課関係が一万七千百三十七円ということになつておるわけでございます。

この食料費の四万九千九百九十四円の内訳をひとつ御承知いただくと私たちの生活がどんなものであるかといふことが御理解いただけるんじやないか。大蔵省は生活費非課税の原則に立つていいと言われますが、給与所得、所得税と言われているわけでござりますので、収入に税金がかかるとは私たちは思つてないので、所得にかかると

いうように考えておりますし、これは本当に、私たちの生活の実態と申しますと、食費が一日当たり一千六百三十三円でございます。一日のわかず代の平均は九百四十八円、一日一人当たりでは肉類が五十円、牛乳、卵が三十九円、ということは一人で一本の牛乳も飲めない。果物に至つては三十円という気になるわけでございます。

このような食費の実態の中でも、租税公課負担は一・五%あるということから見ましても、いかに庶民の重税感は——またその中には間接税は別でございます。いま税調会長代理は、酒たばこについてはこれは生活必需品でないと言われましたたが、私たち何の娯楽もない者としては、うちで一ぱい晚酌することでの日の勤労をいやすといふのは、本当のささやかな慰みでございます。そういうものの税負担を本年度また大幅にふやすといふことは、私たちとしてはとうていその負担に耐えられないという気持ちでございます。

○横路委員 いまいろいろ教育費とか食費等の御答弁になるかどうかわかりませんけれども、私たち去年の十月の時点で、労働者の家計調査をいたしました。この範囲は大体首都圏の三百五十世帯の労働者を対象にして行った調査でござりますが、その中でいまのお話の中にございまつて、年額幾らになるんですか。

○高橋参考人 十七万六百七十円でございますか

ら、簡単に十二カ月掛けますと二百四万でございます。これにはいわゆる貯蓄関係、家屋月賦の払いなどは別になつておりますので、それが四万六千六百五十八円ありますから、それを入れます

と一ヵ月二十一万七千三百二十八円ということになつておりますて、今年度の物価上昇率は政府見通しで一一・八%と見込まれておりますから、この比率を私たちの実支出の方に掛けますと二百四十万七百二十円、貯蓄関係についての分は今年度そのまま据え置いても二百九十四万七千二十二円になるということです。

○横路委員 話を聞いていますと、昨年の調査で生活の実態というのは、生活の部分に税がかかるといふことだらうと思ふのですけれども、先ほど高橋さんの方からいろいろサラリーマンの人たちの税金感、所得税について御意見がございましたが、一体、どんなことをお考えになつてどういう御意見をお持ちになつているのか、その辺のところを最後にお聞かせ願いたいと思います。

○高橋参考人 率直に申し上げまして、私たちは先ほどの陳述に申し述べましたように、自分の給料袋がふところに入る前に公租公課を取られておりまして、年末調整のときに初めてこんなに税金を負担しているのかといふような気持ちがござりますので、その点では感覚が非常に麻痺しておられます。いまの重税感ということは、電気、ガス税から、私たちが本当にしがないパチンコをやってもこれは誤差施設利用税がかかるわけでございまして、ちょっと子供たちと飲食をすれば、五千円ぐらいになればまたそれに税金がかかるという形で、本当にそういうものが税金項目としてあるのかさらも一般労働者は知り得ない、知つていらないというのが実感じゃないか。

ですから、私たちのこの運動の中で感じましたことは、難損除、医療費控除、それから住宅取得控除というものがいまの現行法の中とどれのことは、難損除、医療費控除、それから住宅取扱いなどといふことでございましても、実際問題としてなかなかそのことが個々人ではそこをむしろ煩わ

しさのために権利放棄しているというような形になってしまいますし、こういうことが本当に権利放棄にならないようなどということならば、やはり先ほど青木先生から申していただきておりますように、源泉と申告の選択制をたてまえとして、それがヨーロッパ諸国ではやられておつて何ら税務行政に混乱がないというならば、ぜひそういうふうな形に改めていただきたいということです。

それから不公平感についてでございますが、これは先ほど友末税調会長代理から、政府の税制調査会の会長代理でありながら非常に憤りを感じるという御発言があつたことから見ても、三木内閣が社会的不公正の是正を政治スローガンに掲げているにもかかわらず、この税制の不公平といふのは余りにも根強いんじゃないのか。率直に申し上げまして、利子配当の方々が四人家族では三百八十四万円までは税金がかからないわけですが、私たちはこのぐらいの収入があれば、所得税だけでも十六万三千五百円もかかるということでございますし、それからお医者さんのことまでござりますが、お医者さんと私たちで、一千万の収入があるといふのは、給与所得者の中では重役さんでございましょうけれども、それでもお医者さんの方は自動的に七百二十万の経費控除がある。そのほかにも実額でこれを上回ればそれも認められるという立場になつておるのに、私たちの場合、給与所得者の場合は二百五万しかそれが働かない、認められないので、何としても、私たちの場合は二百五万しかそれが働かない、認められないということについては、何としても、私たちは決して税金を納めないと、納得して税金を納めたいと持つていませんし、納得して税金を納めたいといふのが私たちの念願でござりますので、その点ひとつ十分にごしんしゃくいただきたいと思ひます。

○横路委員 ちょっと一言、先ほどの発言で、還付申告をして相当戻ってきたというお話をございましたね。その戻ってきた内容はどういうことで戻ってきたのか、それを最後にお答えいただきたい。

○高橋参考人 主なものは住宅取得控除、それか

ら難損控除、医療控除等々でございます。これは岐阜で五千五百万、東海四県で二千万、全国で三千五百万になつておりますが、その中で、先ほども四人ございます。これは全く私たちが申告しなかつたらそのままになつておるわけですね。申告して初めてそれが税務署でチェックされるというこ

のたてまえから言つても、私は、年末調整というのは税の予納制度じゃないか、確定じゃないのじやないかという考え方を持っております。これは、大きい人ですと二万幾らも出ているというのも現状でございます。

○上村委員長 増本一彦君。

○増本委員 今回の税制調査会の答申に法人税法の改正についての答申がない。その理由は、先ほどのお話を経過だけはわかりましたのですが、そこで、現在、法人税法の基本的な仕組みを含めての再検討が、特別部会を中心にしてどこまで進んでいて、どういう問題を持つておられるのか、それから、今後はそれをさらに続けておやりになっていくのかどうか、その点はいかがなんでしょうか。○友末参考人 特別部会でただいま仰せになつたような事項についての検討は全然行つておりませんし、また、政令でどういうものを定めるかということの突っ込んだ検討もいたしておりません。

ただ、私個人といたしましては、かなり法人税につきましてはいろいろな問題が出ております。これらをすべて取り上げて、そして総合的な検討をして結論を出したい、なるべくやりたいと思いますが、余りにも問題が大きい関係から、本年度にそう簡単に結論が出るかどうか、私はまとめてござりますから、その見当までつきませんが、なかなか問題が多く、また問題の困難性が非常に強いという点から考えますと、そう簡単に結論は出さうにないということを、私自身といたしましては心配をいたしております、かような状況であります。

○増本委員 先ほど友末参考人御自身も配当課の問題、受取配当益金不算入をどうするとかいう問題を指摘されました。それと同時に、法人税率を累進制にすべきかどうかということも含めて、法人そのものの本質の問題にわたる十分な議論をすべきだと私は思いますし、現在のような擬制説はもう特に大企業を中心にして実態に合わないと

いう、そういう認識で御理解を統一されてアプロードしていくべきではないかというように考えるわけですね。

その問題とあわせて、この法人の課税所得を拡大していく問題で、先ほどもお話をありましただけれども、準備金の問題や引当金の引き当て限度をどうするかということ、ここまでむしろ税制調査会で十分に審議をしてしかるべきだというよう

際の政令で決めるその問題について、これが適正かどうかということ、ここまでむしろ税制調査会で十分に審議をしてしかるべきだというよう

はつきりしたお答えはできににくいのでありますから、そういう問題意識を持つて取り組まれる御意思がおありなのかどうかというその点を実はお伺いしているのです。いかがですか。

○友末参考人 税調でいろいろ議論してみないとちよつと申し上げましたように、源泉徴収義務者の計算間違いで、申告したがゆえにそれがわかつて返つてきている方も百人のうちに平均して三、四人ございます。これは全く私たちが申告しなかつたらそのままになつておるわけですね。申告して初めてそれが税務署でチェックされるというこのたてまえから言つても、私は、年末調整というのたてまえから言つても、私は、年末調整というのは税の予納制度じゃないか、確定じゃないのじやないかという考え方を持っております。これは、大きい人ですと二万幾らも出ているというのも現状でございます。

○上村委員長 増本一彦君。

○増本委員 先ほどの課税所得を拡大していくための問題で、そのためにどうするか、政令委任事項について、そのためにはどうするか、政令委任事項になつていて、そうして大蔵省が、もういわば勝手に線を引く各種引当金の引き当て限度額なんかについては、こういうのはもういまのあれでも甘いじゃないかとか、もっとそれの実態について資料を出させてそれを十分に検討するというような

もあつたわけですね。だから、そういうものが実は政令によって引き当て限度額といふもので決められている。これは事務当局のやることで細かいことだというのじゃなくて、そのところの縛りだけはやはり基本的な問題としてにらんでおく必要があるのではないかということでお申し上げいたい。ただ、ほかの問題も山積するから法人税の問題だけになかなかない、だから大変むずかしいんじやないかというのは、私自身大変寒心にたえないところであります。

そこで一つは、法人税についての問題を、特別部会はつくったけれども、手もつけないいうちにいろいろな問題が出て、それの緊急の問題を取り上げた。そのため、いわばほかの税の引き上げということを考えて、どうも先ほどのお話ですと、たばこの値上げとか酒税の引き上げというところにいったように私は考えたわけですね。これは私は逆さまな議論だと思うのですよ。

先ほどの友末さんのお話で、資本蓄積、国際競争力強化に重点を置き過ぎてきたということは否めないということをおっしゃったわけですね。だからこそ法人に対する課税の強化をしなくちゃならない。むしろ、この問題を解決した上で、改めてたばこや酒の値上げを考えればいいのに、税調の方でそちができないからより簡単な方のたばこや酒の方の値上げで財源の確保を図ろうといふような安直なやり方に行き過ぎているという気が私はするのですね、今までのお話を聞きますと。だから、法人税の課税の強化、このところを解決するまで、それまではこういうたばこや酒の値上げというものは待ってもよかつたんじやないかというふうに思うのですが、いかがですか。

○友末参考人 どうも私は正直な方で、ちょっと増本さんの気に触れたかと思いますが、事実は法人税化のための租税特別措置なりや否やという問題についてやりたかったのです。やりかけてみると非常に問題が多い。特にお話しになりました準備金、引当金、これなどが果たして資本蓄積、国際競争力強化

をまだやつております。租税特別措置、これはできるだけ整理、廃止しなきやなりませんけれども、そうでない法人の会計上の処理の問題、よそに許されたものも法人に限つてこれを許さぬということは適正ではない。根本に租税特別措置なりや否やという問題と取り組んでも、これは相当时間がかかるなという気持ちがいたしておつたのでありまするが、その前に、実は先ほど申し上げました事務所事業所税、これは足に火がついているのです。地方団体もやかましいし、多年の問題でありまするので、何とか解決してあげなくちゃならぬというので、そっちの方へ移つて、本格的な審議ができなかつたというのが実情でございますから、あしからず、ひとつこの点だけは御了承をいただきたい、かようにこちらから実はお願ひを申し上げるのであります。

なお、これから本年度は法人税の本格的な問題と、それから先ほど申し上げました間接税の問題等につきましての福祉財源充実のこととも大きな問題でござりまするから、あわせてひとつ総合的に均衡のとれた、長期的展望に立つた税制の確立というものに向かつて努力してみたいと思ひます。が、果たしてどのくらいの程度のことができまするか、はつきり申し上げかねます。

○増本委員 次に、所得税減税の問題でお伺いいたしますけれども、今度の税調の答申を読ませていただきますと、結局経済成長のマイナスのもとで、しかし物価の動向をやはり重視しなくちやいかぬ、そのためには刺激を与えないようになります。そのため減税は小幅にすべきだと、こういう意見ですね。しかし、いろいろ高橋参考人初めほかの参考人の皆さんからのお話を聞いてみますと、それから国民生活の実態を見てみると、私はやはりミニ減税だ、こういう減税は納得できないという批判は非常に正しいというふうに考えるのです。

そこで、課税最低限のあり方にについてなんですが、これは友未参考人、高橋参考人、それから実務を実際に担当していらっしゃる吉田参考人こそ

各二十四万円の人的控除が二十六万円に、たつた二万円しか上がっていない。私はむしろ人的控除中心の引き上げをいまの税制のもとではもとでやらなければいかぬというようと考えるのであります。今度標準世帯で百八十三万円と言いますけれども、結局人的控除は百四万円で、後は給与所得控除や社会保険料なんかのいわば経費ですね。これが実際には四三%ちょっとで、人的控除分というのは非常に少ない。これでようやく辛うじて百八十三万円というこの実態ですね。課税最低限といふものは標準的な生計費に着目すると政府も言っておるわけです。その辺を一つ目安にしたって、これだけで百八十万円ぐらいのところへ、あるいはもっと上へ引き上げていくことがむしろ御意見を伺いたい。高橋さんにもぜひひとつお願ひします。それぞれ簡単にお願ひします。

○友末参考人　所得税の減税についての税調の審議でございますが、これはもう一步で没になるところだったのです。こういう財政状況、総需要を抑制し、物価を安定せしめるためには減税すべきだと考へるのでありますが、いま三参考人にますます御意見を伺いたい。

○友末参考人　所得税の減税についての税調の審議でござりまするが、これはもう一步で没になるところだったのです。こういう財政状況、総需要を抑制し、物価を安定せしめるためには減税すべきでない、去年の二兆円減税でもう十分じゃないか、よけいなことをするなという意見もかなり実は強くあつて、あるいはこれはそつちへ向くんぢやないかという気持ちも一時したことがあるのですあります。それをさらにオーバーして、こういうときにおいてこそ増税すべきじゃないか、公債金なども少なくすべきだという増税論すら出たぐらいでございまして、ミニ減税にいたしましても、苦心惨憺をしてまとめ役が最敬礼をして、それは申されながら物価調整減税はやらなきゃいかぬのじゃないでしようか、独身者あるいは子供一人の方について見ますと、消費者物価の一・八%、これをきれいにまかなつたとは言えないのじゃないでですかというふうな数字まで大蔵省に出してもらつて、ようやくミニ減税に追い込んだというの

○高橋参考人 私は諸控除の性格がわからないわけです。率直に言いまして、配偶者控除は二十四万円となっていますが、では月二万円で奥さん人がどうして食つていただけるのか。先ほどから言っているように、大蔵省は生活費課税の原則はとつていないのでと言うけれども、しかし実質その生命が絶たれるような形のところまで税金はかけるのかどうかということになりますと、その点が非常に明快さを欠いています。一時、三十八年ぐらいに大蔵省メニューというのが発表されたことがありましたけれども、いろいろ論議があつてその後全然あれされておりませんが、どういう形でこういうふうな金額がはじき出されるのか、その点について私は非常に疑問を持つております。

率直に申し上げまして、人的控除の一萬円や二萬円の引き上げについても、先ほどからお話をあらうように、低所得者の私たちには一〇%くらいにしか働かないけれども上に行けばそれが五〇%、六〇%に働くということもございますし、こういうようなインフレ状況下ではその被害を一番多くこうむっている者に対して税額控除方式をぜひついていただきたい、こういうふうに考えます。

○青木参考人 ただいまの御質問につきましては先ほど少しく触れましたが、考え方をいたしましてはただいまの増本委員のお考えに同感でございますが、要するに低所得者、中所得者はインフレの打撃を非常に大きく受けている、購買力を失っているということで、生活必需品を十分獲得できない、こういった理由によりましてこの減税を行うということだらうと思います。したがつて、これはミニ減税の域にとどめておくべきではない。同時に、高所得者に対しては課税を強化するといふことが忘れられてはならない、かよう思いました。

方法をいたしましたは、ただいま高橋参考人が提案されました税額控除方式、これは私も先ほど触れたところでございますが、同時に応急措置というような形で、伝えられておりますような戻します。

税、税額還付方式というようなものも考えられてしかるべきか、かように存じます。

○吉田参考人 増本委員のお説のとおりでござります。

○増本委員 そこで、時間がありませんので次に

移りますが、いま友末参考人も、これからは間接

税の強化だということを言わた。いま政府の方

も直間比率の是正だと福社財源を確保するとい

うことを理由に一般消費税の導入ということを現

実の問題として動き始めている。そこで、ここか

ら問題に出てくるのは付加価値税の創設いかんと

いう問題です。この付加価値税についてそれぞれ

の参考人の皆さんが具体的にどう考えておるのか

特に、いまのようないんフレと不況、しかも大

企業と中小零細企業との間に格差があり、こうい

う事態のもとで付加価値税を採用するというよう

なことになつたら、これはいろいろな面で大変大

きな問題になる。一般勤労市民や中小零細企業は

転嫁ができませんし、最後のツケは消費者に回

てくるということですから、逆に物価をつり上げ

ることになるし、一層の大衆課税、重税になつて

くるということは目に見えている。これは私の見

解です。そういうものまで含めてお考えになつて

いるのかどうか、これは友末参考人ですね。それ

ぞれの皆さん、いまの政府のこういう動きに対

してどういうようにお考えになつてあるのか、こ

の点をまず簡潔にお答えいただきたい。

○友末参考人 付加価値税につきましては、かつて四十二、三年だったかと思いますが、検討すべきだという税調の答申が出ております。実施ま

でには踏み切つておるわけではございません。福

祉財源をどこに求めるかということになります

と、なかなかむずかしいのでございます。

一方、間接税といふものは現在おそらく二五、

六%じゃないかと思うのですが、戦前におきました

てはこれが三分の二ぐらい占めておったという時

代もあるのであります。直間比率の問題もありま

するが、どこを強化しなければならないか、全般

を通じて見た場合におきましては、やはり間接税

のようであります。所得税についていろいろ問題

がござります。法人税についてもござります

が、強化ということになりますとやはり間接税。

そうなりますと、一般から逆進性はございます

が、納めさせていただく。軽い売上税といいますか、

販売税といいますか、とにかく物の取引から

付加価値税といいますか、とにかく物の取引から

付加されるものから税金を少しづついただく。た

だ、その場合に前提がござります。生活必需品、

これはちょっとおそらく税調でも賛成する者は少

ないのじやないか。かけるとしてもほんのわずか、

おもしろいしといいますかな、賛成者は少ないだろう

と思ひます。

それから前提といいたしましてはやはり行財政の

大改革、そちらの方から福祉財源を三分の二出す

から三分の一は付加価値税で持つてくれという場

合でないとむずかしいのじやなかろうか。歳出の

方をそのままにしておいて付加価値税を出せ、そ

んなことに賛成する税調委員は一人もいないだろ

うと私は想像いたします。

もう一つは国と地方の行財政の大改革、これを

やはり前提としてやって、その上にプラス売上税

はこういう税ですよ、手数はめんどうになります

が、しかし歳出の方をこんなにしほつたのです

よ、福祉は充実しなければならない、お金はござ

いません、足りない、どうぞというので、そうい

う一般的な国民の合意ができたときに初めてこう

いうお話をすけれども、現在、酒、たばこは生活

必需品というように見ておられない状況において

とても当てにならないということ、そういう

面では私たちと接触している者

にとっては、付加価値税が実施されますと中小業

者が皆税務署の徴収係になる。しかも、税務署の

場合には滞納があっても給料がもらえますけれど

も、全部自己負担の徴収係で、取らないようにな

れば自己負担になりますし、まともに取ればお客様がなくなってしまう。どちらに転んでもつぶ

れるという方向になりますので、これは反対とい

うことになります。

○増本委員 残り時間が少ないので、簡潔に

ひとつお願ひします。

○高橋参考人 一種の売上税だと思いますし、間

接税の増強には反対でございます。率直に申し上

げまして、たとえばたばこの例をとりますと、松

下幸之助さんのお吸いになつておるたばこも私た

ちの吸つておるたばこも同じでございます。それ

が所得の比例で見ますと、たとえば私たちが年収

三百萬として、その収入との割合を見ますと〇・

七%のたばこ税を払つてますが、松下さんの場合、このようないい比率、形でいけば七十七万七千

箱も一年間に吸わなくてはならぬことになります

し、そんなことはできるわけではありません。

○青木参考人 私はただいま取りざたされており

ますところの付加価値税というものにつきまして

は、税負担が売り上げ金額に含まれまして、結局

のところ最終消費者に転嫁されることを制度上前

提とする租税、このように考えております。先は

ど増本委員のお言葉にもございましたとおり、法

人税あるいは所得税の累進化というものをな上

げする、そういう意図が込められたところの間接

税の強化というように感じられてならないわけで

ございます。

○吉田参考人 生活必需物品には非常に低率だと

いうお話をすけれども、現在、酒、たばこは生活

必需品というように見ておられない状況において

とても当てにならないということ、そういう

面では私たちと接觸している者

にとっては、付加価値税が実施されますと中小業

者にとって、付加価値税が実施されますと中、小業

者があつたとおもなうと、それが皆税務署の徴収係

になって、付加価値税が実施されますと中、小業

者があつたとおもなうと、それが皆税務署の徴収係

な仕組みまで考えていいんじゃないだろうかとい

うようなことも考えるわけです。いま吉田参考人

が零細業者の皆さんあるいは国民と実務的に接触

している中で、こういうような問題について具体

的にお伺いして終わりたいと思います。

○吉田参考人 総合的に考えての戻し税のこと

ですが、前々回ですか、この委員会での参考人の意

見で戻し税のことが出来ましたけれども、何か社会

福祉的な恩恵のものでなくて、一体どのくらい

負担しているかということを見てみると、税に対する認識が給与所得者でも増すんじゃないかとい

うよう思ひます。これはたしか三十六年の

税制調査会の答申の説明資料で間接税の負担割合

が発表されましたけれども、私の記憶によります

と、当時間接税と直接税は約半々でございまして、

たばこに対する税金負担は、所得税が全然かかって

ない非課税世帯が五四・五%負担していると

いう資料が記憶に残っております。

そういう面で、実際にいまの間接税の中で物品

にはつきり表示できる、そういうようなものにつ

いてレシートを発行するようにして、給与所得者

の皆さんが全部集めて、年間実際にどれだけ負担

しているか、資料が集まつたら何%か所得税から

引いて、差し引き分については戻すというよう

ことで一回やってごらんになると、これは本当に

税負担が大変だということが全國民的にわかるよ

うになると思うのです。そういうのも一回試して

やつてごらんになつたらいんじやないか。単に

低い者の恩恵的な戻し税というのではなくて、実際

に自分が負担しているのだという権利主張として

の戻し税というものをひとつ考えておもしろい

んじやないかと私は思っています。

○増本委員 時間が来ましたので終わります。

○上村委員長 坂口力君。

○坂口委員 参考人の皆さんには大変お忙しい中

をありがとうございました。

先ほど皆さんがお話を伺いました中

で、各参考人とも医師に対する優遇措置の問題が

出まして、友末参考人もかなり厳しくこの問題について触られたわけでございます。なかなかむずかしい面がございまして、何かタブー視される面もございますが、重要な問題でございますので、一応もう少し深くお伺いをしておきたいと思うわけでございます。

御承知のように、むずかしいのは医療制度そのものが完全になっていないという一面がございましたし、吉田参考人でございましたかちょっとと申されましたとおり、患者さん負担の医療費で建設費から設備費まで全部賄わなければならぬ、こういう制度の中での話なものですから、いろいろむずかしい問題がからんでくるわけでございますが、そういう中でしかしながらかつ租税というものは公平でなければならないということで、いろいろ御検討をいたいたものであろうと思うわけです。

一つお聞きしたいと思いますのは、青色申告をしておみえになります病院、あるいはまた診療所にもございますが、それらの皆さん方の結果を見せていただきました。私の場合には完全なサンプリングをしたわけでは決してございませんで、手当たり次第いたくところからいたいで見せてもらつたわけでございます。しかし四、五十例私は見せてもらいましたが、非常にばらつきが多うございまして、なかなか平均値を出しにくいわけなんです。特に外科系、内科系あるいは精神科、産婦人科というふうに、科によりましてずいぶん違いがござりますし、また、人数の多い少ないによつてもずいぶん差があるわけでござりますけれども、平均すると青色申告の方の必要経費といふのが大体七五から八〇ぐらいなところに来ております。そのことについて、皆さん方が集めておみえになりますサンプリングの結果と合わせてどうかということを、これは友末参考人にお聞きをしたいわけでございます。

それからもう一つは、総収入の多いところが必ずしも必要経費が低いということではなく、比較的大きいところがかえつて必要経費の率が高くなつてきておるというような感じが、私の手元

にありますものだけから見ますとするわけなんです。その辺につきまして、いまの実態、それから、どうふうにお考えになつてあるのかということをひとつお聞きをしたいと思います。

○友末参考人 御承知のように社会保険診療報酬制度の特例は、恐らく昭和二十六年ごろじやなかつたかと思ひます、政治的な妥協で生まれた変な子供ですね、あれは、税調は通つております。

それから毎年診療報酬の問題がほかの方で論議されて、この租税特別措置七二%は税調の方では毎年毎年これを改めるべきだという答申ばかりしておりますのですね。答申ばかりしておるけれども自身のない答申で、検討して直せというだけじゃ、これは迫力がないじゃないか。特に前の会長は執念を持つておりました。これはぜひ片づけなければ、租税特別措置の不公平の最たるものだ、これをほつておいてほかの特別措置を整理合理化をすることはとんでもないことだ、人に笑われるというよくなことまで言われた人もあるのであります。が、今度こそひとつ特別部会をつくって具体案を出そ

うというのが、税調の一一致した意見でございました。医師会の方にもいろいろ連絡をとりまして、御意見をお伺いしたかったのですが、なかなかか出でおいでにならないので、仕方がないわれわれとして正しいと思う線を出そう。どこに基礎を置くかということになると、いまおつしやつたよう青色申告その他、お医者にはピンからキリまでいろいろございますので、ばらつきが非常に多い。大蔵省の方にもしつかりした調査がないことはないのですが、一応調査をしました。行つつけの医者に行つたら、わからぬということですね。どなた様の親も同じだと思いますが、そのときに、何かそのときにはおそいので腕を切つても間に合わないのだということを聞きました。これは

だそうです。子供に聞いてみたら、鉄棒でぶつかつたとか転んだとかいう記憶がない。この場合に、何かそのときにはおそいので腕を切つても間に合わないのだということを聞きました。これは方でございます。

○坂口委員 せっかくの機会でございますので、青木参考人からも一言、簡単で結構でございますのでお聞きをしたいと思います。

○青木参考人 ただいま吉田参考人から、先ほども触れましたとおりユニークな御説明がございまして、まことに抜本的なテーマだらうと存じます。しかし、あえて申しますれば、そういう医師の姿勢が正されるという前提にされない以上、なかなか実現はむずかしいのではないかという感じがいたします。そこで、私は当面、基本的に医師の七二%という控除に対しても、これはやはり実際に必要としたものを下回つてはならないという考え方からこの必要経費の費用概念を明

円以下の部分につきましては相変わらず七二%、この七二%の適用が非常に多いのじゃないかと私は思います。

そうすると、改正したのか改正しないのか、実質はどうもわからぬじゃないかという意見も実は出たのであります。どうもこの七二%はのどにひつかって困る、七二%を取れ、これを八〇とかなんとか、従来の七二%は困るという意見まで出たのであります。そうは言ってもそんべんにこういふむずかしい問題が、もう既得権化しております。

から、そう簡単に解決できそうにない。のめぞうなところで線を出してひとつのみでもおうじやないかというふうなことで、第一歩を踏み出すという意味でこの案が出ておる。非常に最良な案であるとは申しかねる、こういうわけでございます。

○坂口委員 先ほど吉田参考人もの問題について少しお触れになりました。特に建設費その他の問題に回すにはつきりとしたらどうかというような御意見であったかと思いますが、もう少し突つ込んだ御意見を承れば幸いだと思います。

○吉田参考人 私がそういう発想のヒントを得ましたのは、実は自分自身のことで、私の下の娘がある日突然左肩が痛くなつた。ちょうど家内が家庭医学宝典ですかを見たら、がんの場所があるのだとさす。子供に聞いてみたら、鉄棒でぶつかったとか転んだとかいう記憶がない。この場合に、何かそのときにはおそいので腕を切つても間に合わないのだということを聞きました。これは

じたのです。一々遠い大学病院まで行かなければわからないということではなくて、町医者でもりっぱな医療施設を持っていただくということについては、私は全国民だれ一人として反対する人はいないと思うのです。しかも憲法二十五条には、健康にして文化的な生活を営む権利を有する、これは時の政府の役目だということが書いてあるわけなんで、この憲法の大原則から社会保険診療報酬といふものをもう一回洗い直す必要があるのじゃないかというふうに考えついたわけでございます。

そういう点で、武見会長のはつたりですか、非常に力強い圧力がかかっているようでございますけれども、七二%が実際の経費かどうかという論議で進むよりも、そういう憲法二十五条の健康な生活というものの担い手としては医者は大きな役割りを果たしているわけでございますから、そういう面でもしお医者さんがその収益を診療施設の向上に向けている限りこれについては税金をかけない、こういうことについては憲法の原則からもマッチすることで、ほかの遊びに使うとか土地の投機に使うとかいうようなことで使われる場合には当然課税してしかるべきだと思いますけれども、そういうような形でひとつ新しい控除方式を考えていく、これは国民の願いと一致するのだというふうなところで考えていいたらどうかという考え方でございます。

○坂口委員 せっかくの機会でございますので、青木参考人からも一言、簡単で結構でございますのでお聞きをしたいと思います。

確にするという立場を貫いて、その上でただいまの吉田参考人が先ほど医療控除の問題に少し触れられまして、そういうふうな習慣というものがついていないのでなかなか十分に行われていないということを申されたと思います。今までにもこの委員会でその問題が話題になつたことがございまして、今度はやはりとかきゅうだとかいうような種類のものについても全部含まれていくということになりますので、今後これをきちっと整理するかしないかによって大分違つてくるというふうに思うわけです。今まで医療費控除について何かをおまとめになったデータでもあればお聞かせをいただきたいと思うわけでございまが、たとえばどのくらいはまとめられているとか、あるいは全然まとめられていないとか、何とかその辺のところの数字あるいは概略のお話でも結構ですが、ありましたらお聞かせをいただきましたいと思います。

○高橋参考人 せつからくの御質問でございますが、いま私の方でそれぞれが請求した申告者のデータを集計しておりませんので、大変申しわけなく思つております。

○坂口委員 別の問題でもう一つ友末参考人にお聞きをしたいと思いますが、これも先ほど吉田参考人がお触れになりました所得控除の問題で、所得控除よりも税額控除の方にすべきじゃないかという御意見を出されたと思うのです。この意見につきましては私も同感なんですが、ひとつこの辺についての御意見、あるいはまた友末参考人御自身でなくとも結構でございますが、お聞かせいただきたいと思います。

○友末参考人 所得控除か税額控除か、ものにもよると思しますけれども、今までの税調の筋から言いますと、基礎控除を引き上げていく、課税査会全体の雰囲気でも結構でございますが、お聞かせいただきたいと思います。

よつていろいろ税額控除あるいは基礎控除といふうことになつてくる場合も出てくるんじやなかよしに存じております。

○坂口委員 次に、高橋参考人が先ほど医療控除の問題に少し触れられまして、そういうふうな習慣というものがついていないのでなかなか十分に行われていないということを申されたと思います。

今までにもこの委員会でその問題が話題になつたことがございまして、今度はやはりとかきゅうだとかいうような種類のものについても全部含まれていくということになりますので、今後これをきちっと整理するかしないかによって大分違つてくるというふうに思うわけです。今まで医療費控除について何かをおまとめになったデータでもあればお聞かせをいただきたいと思うわけでございまが、たとえばどのくらいはまとめられているとか、あるいは全然まとめられていないとか、何とかその辺のところの数字あるいは概略のお話でも結構ですが、ありましたらお聞かせをいただきましたいと思います。

○青木参考人 私は先ほど再三にわたりまして触れたわけでございますけれども、税額の控除ということが最も望ましいということ、これは現在のような累進課税制度が一応とられているところでありますと高所得者を優遇してしまう。ましてやこれまでとられてきたような所得控除方式をもつてしますと所得控除方式をもつてや

こういった物価の高騰をして不況も併存していると、いうときにおましましては、一層この種の課税方式が適切かと思われます。

○坂口委員 もう一点だけ吉田参考人にお聞きをしておきたいと思いますが、先ほど医療控除のところで足切りの問題に触れたと思います。私も参考人の御意見に同感なんですが、こ

れは実は今度上限も百万から二百万になりましたが、これもあるわけです。私も細かなデータがあつておきたいと思いますが、先ほど医療控除のところで足切りの問題に触れたと思います。私も参考人の御意見に同感なんですが、こ

れは実は今度上限も百万から二百万になりましたが、これもあるわけです。私も細かなデータがあつておきたいと思いますが、先ほど医療控除のところで足切りの問題に触れたと思います。私も参考人の御意見に同感なんですが、こ

れは実は今度上限も百万から二百万になりましたが、これもあるわけです。私も細かなデータがあつておきたいと思いますが、先ほど医療控除のところで足切りの問題に触れたと思います。私も参考人の御意見に同感なんですが、こ

れは実は今度上限も百万から二百万になりましたが、これもあるわけです。私も細かなデータがあつておきたいと思いますが、先ほど医療控除のところで足切りの問題に触れたと思います。私も参考人の御意見に同感なんですが、こ

れは実は今度上限も百万から二百万になりましたが、これもあるわけです。私も細かなデータがあつておきたいと思いますが、先ほど医療控除のところで足切りの問題に触れたと思います。私も参考人の御意見に同感なんですが、こ

れは実は今度上限も百万から二百万になりましたが、これもあるわけです。私も細かなデータがあつておきたいと思いますが、先ほど医療控除のところで足切りの問題に触れたと思います。私も参考人の御意見に同感なんですが、こ

れは実は今度上限も百万から二百万になりましたが、これもあるわけです。私も細かなデータがあつておきたいと思いますが、先ほど医療控除のところで足切りの問題に触れたと思います。私も参考人の御意見に同感なんですが、こ

れは実は今度上限も百万から二百万になりましたが、これもあるわけです。私も細かなデータがあつておきたいと思いますが、先ほど医療控除のところで足切りの問題に触れたと思います。私も参考人の御意見に同感なんですが、こ

れは実は今度上限も百万から二百万になりましたが、これもあるわけです。私も細かなデータがあつておきたいと思いますが、先ほど医療控除のところで足切りの問題に触れたと思います。私も参考人の御意見に同感なんですが、こ

が撤廃になつたら恐らく、高橋さんの方の総評は、全力を挙げて領収証をちゃんととつて確定申告をやるようになると思います。そうなると、健康保険証があるにもかかわらずどれだけの自己負担があるかといふこともまた、労働者の皆さん自身がびっくりするほど、ちょっとコレル三銃をやつておりますけれども、これがはつきり数字で出てくると思うんですね。そういう面で一回やつていただきたいというふうに私は思うわけでございます。

○坂口委員 青木参考人からも一言この問題についてお聞きをしたいと思うのですが……。

○青木参考人 私は先ほど再三にわたりまして触れたわけでございますけれども、税額の控除といふことが最も望ましいということ、これは現在の

ような累進課税制度が一応とられているところでありますと高所得者を優遇してしまう。ましてやこれまでとられてきたような所得控除方式をもつてしますと所得控除方式をもつてや

こういった物価の高騰をして不況も併存していると、いうときにおましましては、一層この種の課税方式が適切かと思われます。

○坂口委員 もう一点だけ吉田参考人にお聞きをしておきたいと思いますが、先ほど医療控除のところで足切りの問題に触れたと思います。私も参考人の御意見に同感なんですが、こ

れは実は今度上限も百万から二百万になりましたが、これもあるわけです。私も細かなデータがあつておきたいと思いますが、先ほど医療控除のところで足切りの問題に触れたと思います。私も参考人の御意見に同感なんですが、こ

れは実は今度上限も百万から二百万になりましたが、これもあるわけです。私も細かなデータがあつておきたいと思いますが、先ほど医療控除のところで足切りの問題に触れたと思います。私も参考人の御意見に同感なんですが、こ

れは実は今度上限も百万から二百万になりましたが、これもあるわけです。私も細かなデータがあつておきたいと思いますが、先ほど医療控除のところで足切りの問題に触れたと思います。私も参考人の御意見に同感なんですが、こ

れは実は今度上限も百万から二百万になりましたが、これもあるわけです。私も細かなデータがあつておきたいと思いますが、先ほど医療控除のところで足切りの問題に触れたと思います。私も参考人の御意見に同感なんですが、こ

れは実は今度上限も百万から二百万になりましたが、これもあるわけです。私も細かなデータがあつておきたいと思いますが、先ほど医療控除のところで足切りの問題に触れたと思います。私も参考人の御意見に同感なんですが、こ

れは実は今度上限も百万から二百万になりましたが、これもあるわけです。私も細かなデータがあつておきたいと思いますが、先ほど医療控除のところで足切りの問題に触れたと思います。私も参考人の御意見に同感なんですが、こ

れは実は今度上限も百万から二百万になりましたが、これもあるわけです。私も細かなデータがあつておきたいと思いますが、先ほど医療控除のところで足切りの問題に触れたと思います。私も参考人の御意見に同感なんですが、こ

れは実は今度上限も百万から二百万になりましたが、これもあるわけです。私も細かなデータがあつておきたいと思いますが、先ほど医療控除のところで足切りの問題に触れたと思います。私も参考人の御意見に同感なんですが、こ

れは実は今度上限も百万から二百万になりましたが、これもあるわけです。私も細かなデータがあつておきたいと思いますが、先ほど医療控除のところで足切りの問題に触れたと思います。私も参考人の御意見に同感なんですが、こ

昭和五十年四月三日印刷

昭和五十年四月四日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局